

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 17

処 分 名	松山市立埋蔵文化財センター資料の特別利用の許可	
処 分 の 概 要	松山市立埋蔵文化財センター資料の特別利用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市立埋蔵文化財センター条例施行規則(平成16年教委規則第41号)	
条 項	第8条第1項	
所 管 課	文化財課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		10日
標 準 処 理 期 間	計	10日
審 査 基 準	<p>利用を希望する資料(遺物)の現状と利用者の利用方法により, 資料(遺物)の保存状態に悪影響が出ないことを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>○松山市立埋蔵文化財センター条例施行規則</p> <p>(資料の特別利用)</p> <p>第8条 センターが所蔵する資料(以下「センター資料」という。)を利用しようとする者は, 松山市立埋蔵文化財センター資料特別利用申請書(第4号様式)を教育長に提出し, 松山市立埋蔵文化財センター資料特別利用許可書(第5号様式)の交付を受けなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。